

# 償却資産（固定資産税）申告の手引

**提出期限：令和7年1月31日（金）**

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している資産について、1月31日（土日の場合は、翌週の月曜日）までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。

つきましては、こちらの手引を御覧いただいたうえで申告書等を作成し、提出期限までに提出していただきますようお願いいたします。

## 目 次

I	償却資産とは	2
1	償却資産の種類と具体例	2
2	事業別の主な償却資産	3
	図解【一般的な償却資産】	4
II	償却資産の申告について	5
1	申告していただく方	5
2	申告方法と提出書類	5
3	申告書の提出先（お問合せ先）	6
III	償却資産申告書等の記入について	7
1	記入時における注意点	7
2	国税（法人税・所得税）との主な違い	7
3	課税標準の特例	7
4	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入方法	8
5	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法	10
6	種類別明細書（減少資産用）の記入方法	12
7	電子申告（eLTAX：エルタックス）について	13
IV	償却資産の評価額の計算方法から納税まで	14
1	評価額、課税標準額の算出	14
2	税額の算出	14
3	償却資産の申告から納税までの流れ	15
V	償却資産について詳しくお知りになりたい方へ	16
1	償却資産の範囲	16
2	テナント等が取り付けた附帯設備の取扱い	17
3	建築設備における家屋と償却資産の区分	17
4	近年の税制改正	19

# I 償却資産とは

固定資産税の申告対象である「償却資産」とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、**減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます**。具体的には、法人や個人で工場や商店等を経営している方や、駐車場やアパート等を賃貸している方が、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品等が該当し、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

なお、「事業の用に供する」とは、事業を行う者がその本来の業務として行っている事業の用に直接又は間接使用できる資産で、税務会計上、減価償却できるものをいいます。また、自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16(2)等を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書等へ記入してください。

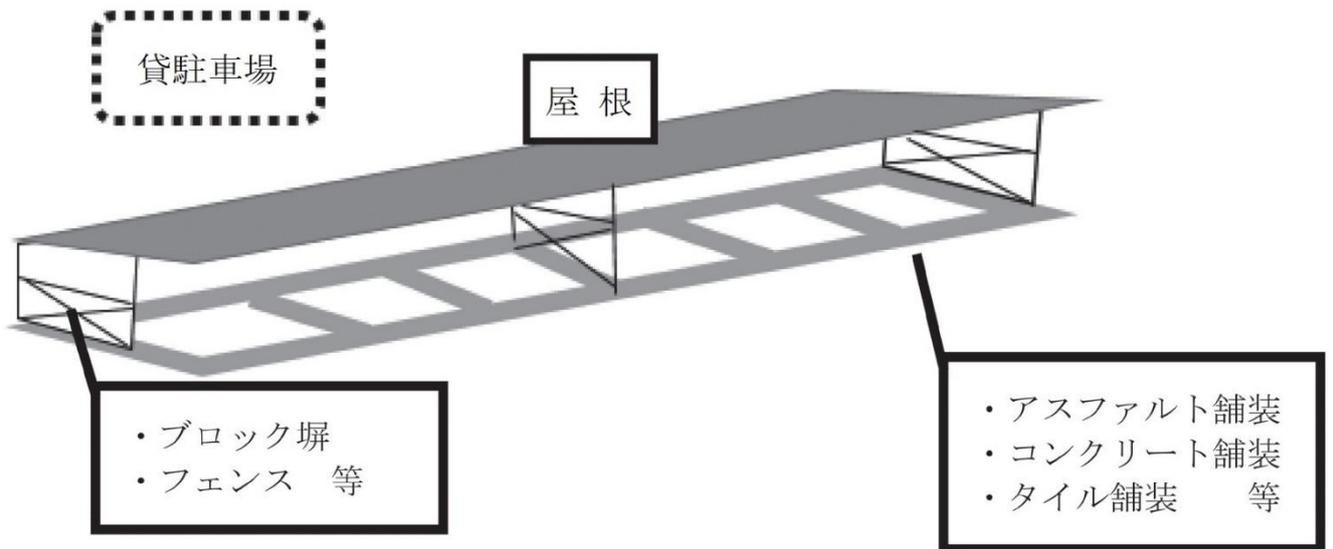
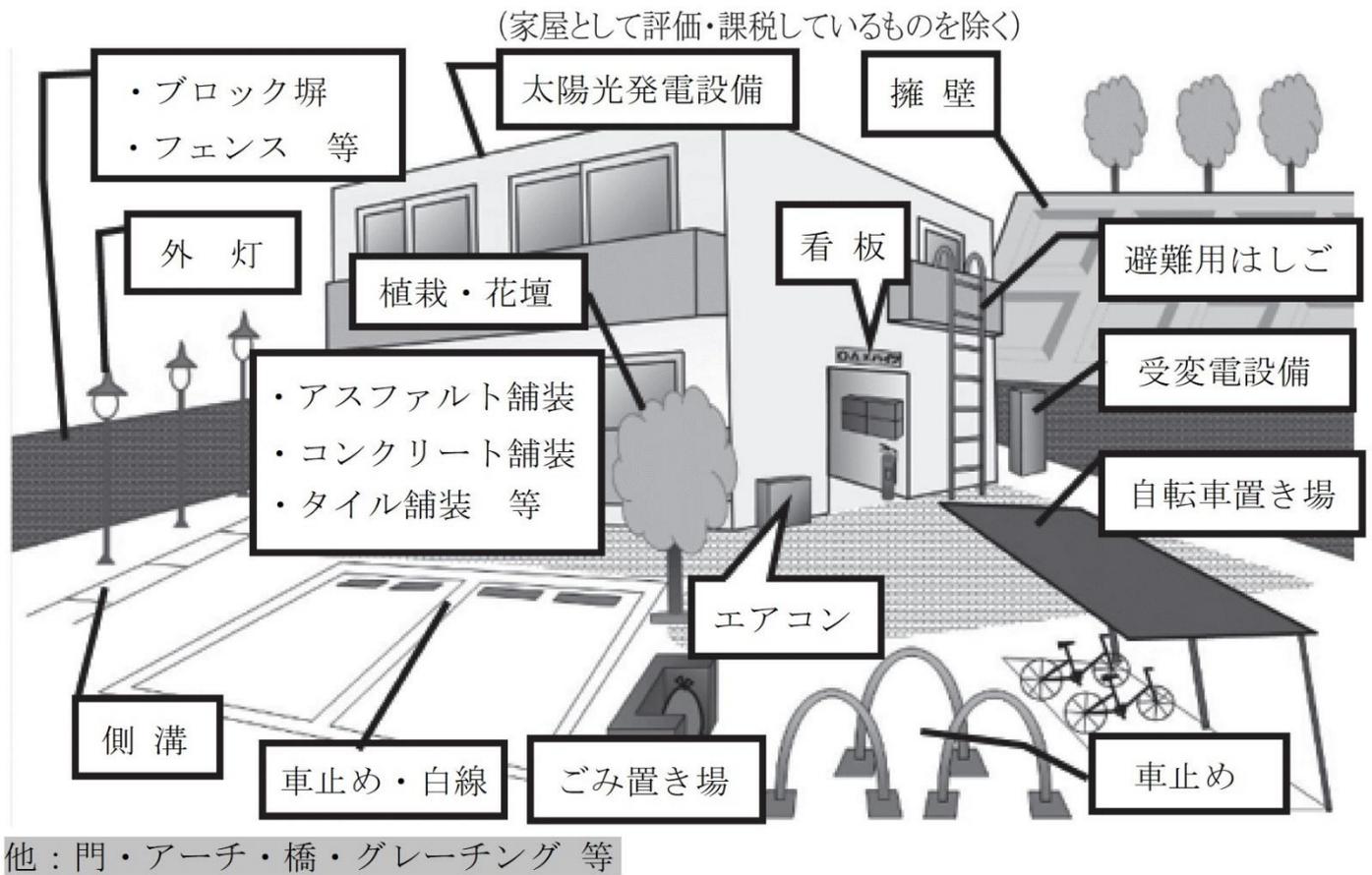
## 1 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	◇構築物 屋上看板等の広告設備、外灯（屋外配線・配管等）、舗装路面・庭園・門・塀・フェンス・緑化施設等の外構工事、煙突、その他土地に定着している土木設備等 ◇建物付帯設備 受変電設備、予備電源設備、特定の生産又は業務用の建築設備、テナント施工の内装・内部造作・建築設備等 <詳しくは、17ページ「3 建築設備における家屋と償却資産の区分」参照。>
2	機械・装置	工作機械、電気機械、ロードローラー・ショベルローラー・ブルドーザー・パワーショベル、その他の自走式作業機械等の土木建設機械で道路運送車両法に規定する <b>大型特殊自動車</b> （分類番号が「0、00～09及び000～099」の車両）、印刷機械、搬送機械（ホイスト・コンベヤー・起重機等）、その他物品の製造・加工修理に使用する機械及び装置（旋盤、モーター、ボール盤等）、太陽光発電設備、機械式駐車場設備等
3	船舶	一般船舶、漁船、はしけ、曳船、モーターボート、貸ボート・ヨット等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両・運搬具	フォークリフト等の道路運送車両法に規定する <b>大型特殊自動車</b> （分類番号が「9、90～99及び900～999」）、その他の運搬具等 ※ <b>自動車税や小型特殊自動車を含む軽自動車税が課税されるものを除く。</b>
6	工具・器具及び備品	測定工具、切削工具、応接セット、机・椅子、ロッカー、陳列ケース、金庫、コピー機器、パソコン機器、LAN設備、エアコン、レジスター、光学機器、冷凍・冷蔵庫、自動販売機、厨房機器・用品、理美容機器、各種医療用機器、テレビ、パチンコ等遊戯機、両替機、カラオケ機、看板（ネオンサイン等）、その他各種工具等

## 2 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車（輪）場設備、受変電設備、特定の生産又は業務用の建築設備、舗装路面・庭園・門・塀・フェンス・緑化施設等の外構工事、屋外照明設備、看板（ネオンサイン、広告塔等）、中央監視制御装置、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、テレビ、パソコン、コピー機、LAN設備、レジスター、金庫、自動販売機、福利厚生設備等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵・冷凍庫等
飲 食 店	接客用家具備品、厨房設備、冷蔵・冷凍庫、カラオケ機器等
ホ テ ル ・ 旅 館	客室家具備品、調光設備、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、ボイラー、冷蔵・冷凍庫、製氷機、カラオケ機器等
理 ・ 美 容 業	理（美）容椅子、洗面設備、ドライヤー・パーマ器、タオル蒸器、消毒殺菌用機器、サインポール等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機、ボイラー等
医 院、 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、CT装置、MRI装置、分娩台、各種検査機器）、調剤機器、薬品戸棚、各種事務機器、待合室用椅子等
工 場	各種生産加工設備、洗浄設備、給排水設備、各種工具、構内舗装等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー、クレーン設備等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、製本設備等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、その他の建設用大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、発電機等
駐 車 場 業	舗装路面、柵、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）等
不 動 産 賃 貸 業	発電機設備、蓄電池設備、屋外給排水ガス設備、植込み等
自 動 車 整 備 業	プレス、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、洗車機、塗装設備、検査工具、ジャッキ等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、地下タンク、洗車機、独立キャノピー、検査工具、充電器、防壁等
テニスクラブ ゴルフ場	コート、フェンス、ネット、ボール洗浄機、ボール貸出機、人工芝、芝刈り機等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、各台計数システム、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島工事、店内放送設備、防犯設備、スポット照明設備等
カラオケボックス	カラオケ機器、スポット照明設備、接客用家具等
農 業	田植機、稲刈機、乾燥機、製茶器、野菜洗浄機、冷蔵庫等

【一般的な償却資産】



## Ⅱ 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、新居浜市内で事業を営んでいる法人又は個人の方で、その事業に用いることができる事業用資産を所有している方です（償却資産を賃貸している場合も含まれます。）。

なお、新居浜市内に2ヶ所以上の事業所がある方は、市内のすべての事業所分をまとめて申告してください。

※ 事業用資産を所有していない方も、新居浜市内で事業を営んでいる場合は、確認のために申告をお願いいたします。

### 2 申告方法と提出書類

具体的な申告書の作成方法は、7ページからの「Ⅲ 償却資産申告書等の記入について」を参考にしてください。

(1) 初めて申告される方 → 所有しているすべての償却資産を申告してください。

申告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年1月2日以降に新居浜市内で新たに事業を開始された方</li> <li>今回初めて申告される方</li> </ul>
申告する資産	令和7年1月1日現在、新居浜市内に所有しているすべての償却資産
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> <li>種類別明細書（増加資産・全資産用）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>リース資産を所有されている方は、申告書の「備考」欄にその旨を必ず記入してください。</u></li> <li><u>リース資産のみの場合や該当する資産を所有されていない場合も、申告書の「備考」欄にその旨を記入のうえ、必ず申告書を提出してください。</u></li> </ul>

(2) 前年度以前に申告された方 → 資産の増加・減少を申告してください。

※ 前年中に資産の増減がない場合も、必ず申告をお願いいたします。

申告対象者	前年度（令和6年度）までに申告された方
申告する資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）の増加・減少資産</li> <li>令和6年1月1日以前に取得した資産で、申告もれ等があった資産</li> </ul>
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> <li>種類別明細書（増加資産・全資産用）</li> <li>種類別明細書（減少資産用）</li> </ul>
その他	<u>事業の廃業・解散等の場合も、申告書の「備考」欄にその旨を記入のうえ、申告書を提出してください。</u>

(注) リース会社がリース（貸出）資産を申告される場合は、資産の所在（貸出先名）を種類別明細書（増加資産・全資産用）の「摘要」欄に記入してください。

(3) 電算処理により申告される方 → 所有しているすべての償却資産を申告してください。

償却資産申告書 ＜提出部数1部＞	全国的に統一された様式により、申告してください。
種類別明細書 （増加資産・全資産用） （減少資産用） ＜提出部数各1部＞	全国的に統一された様式により、申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。 ① 全国的に統一された様式による項目をすべて記入すること。 ② 増加・減少した資産のみではなく、全資産について、固定資産税に

	<p>かかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。</p> <p>③ 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率及び課税標準を記入した様式であること。</p> <p>④ 種類別明細書は資産種類ごとに区分して作成し、合計額を記入すること。</p> <p>⑤ 資本的支出（改良費）については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。</p> <p>⑥ 評価額の最低限度は、取得価額又は資本的支出の5%。</p>
--	---

(注) リース会社が電算処理により、毎年全資産申告をされる場合は、種類別明細書について例外が認められています。次に主なものを例示します。

- 行数を増加すること（50行）。
- 「賃借人名（使用者名）」の項目を設けて記入すること。
- 「課税標準の特例」「増加事由」の項目を抹消すること。ただし、その際には「摘要」欄に「※」、「注」等で表示し、欄外に記号の説明を付けること。

### 3 申告書の提出先（お問合せ先）

新居浜市 総務部 課税課 固定資産税係（市庁舎2階北側東）

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1225 FAX：0897-65-1255

E-mail：kazei@city.niihama.lg.jp



◎ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◎ 郵送でも提出することができます。※ ファックスによる申告は受け付けておりません。

※ 申告書の控え（受付印を押印したもの）が必要な方は、控え分の申告書のコピーと、相当額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。

## Ⅲ 償却資産申告書等の記入について

### 1 記入時における注意点

- 圧縮記帳の制度は、固定資産税（償却資産）では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。
- 租税特別措置法に基づく「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により、その取得価額（30万円未満）を損金又は必要経費に算入した資産は、固定資産税（償却資産）では課税対象となります（16ページ（2）キ参照）。
- 平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更はありません。
- 平成21年度課税分から、機械及び装置の耐用年数が大幅に改正されました（19ページ参照）。
- 正当な理由なく申告をされなかった場合、又は虚偽の申告をされた場合は、過料等不利な取扱いを受けることがあります。
  - ◇ 過年度分の申告もれ等があった場合は、該当年度の修正申告書も併せて提出してください。また、年度途中（確定申告後、決算後等）に、すでに提出された償却資産申告書に誤りがあることが分かった場合も、速やかに修正申告書を提出してください。申告もれ等の場合は、資産を取得された年の翌年度まで（最大5年間）遡及課税となりますので注意してください。
  - ◇ 地方税法第408条に基づき、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いいたします。

### 2 国税（法人税・所得税）との主な違い

固定資産税（償却資産）は、資産課税としての性格を踏まえ、国税（所得税・法人税）の取扱いと異なる部分があります。次の注意点等を参照してください。

項目	国税における取扱い （法人税・所得税）	固定資産税における取扱い
償却計算の基準日	事業年度制度（決算期日）	賦課期日制度（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制	定率法
前期中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（2分の1）
圧縮記帳制度の適用	○（認められます。）	×（認められません。）
租税特別措置法の適用 （特別償却・割増償却制度）	○（認められます。）	×（認められません。）
取得額（残存価額）の最低限度額	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費（資本的支出）の評価方法	原則区分評価、一部合算評価も可	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。）
建設仮勘定	減価償却していない（※）	事業の用に供していれば課税
簿外資産	減価償却していない	事業の用に供していれば課税
償却済み資産	減価償却していない	事業の用に供していれば課税

※ 建設仮勘定でも、事業の用に供している場合は、国税においても減価償却が認められています。

### 3 課税標準の特例

地方税法第349条の3、本法附則第15条及び附則64条の規定に該当する資産は、課税標準の特例が適用されます。種類別明細書（増加資産・全資産用）に、特例の適用がない資産と区別して記入してください。

（注）新規に特例該当資産の申告をする場合は、「課税標準特例該当資産届出書」及びその資産が特例規定に該当することが確認できる書類を別途添付してください。

上記届出書は、課税課ホームページからダウンロードできます。



「10 非課税該当資産」欄が「有」の場合は、非課税に該当する資産の価額等はこの申告には含めないでください。ただし、種類別明細書（増加資産・全資産用）は必要です。

「11 課税標準の特例」欄は、該当資産がある場合は、必ず「有」を○で囲んでください。

- ⑦ (イ) 令和6年1月1日現在の取得価額を記入してください。  
(通常は、前年度分の申告書の(二)欄の額と一致します。)
- (ロ) 令和6年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に減少した資産の取得価額を記入してください。令和6年1月1日以前に減少した資産で、申告もれ等があった資産についても記入してください。  
(この欄の合計額は、種類別明細書(減少資産用)の合計額と一致します。)
- (ハ) 令和6年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に取得した資産の取得価額を記入してください。令和6年1月1日以前に取得した資産で、申告もれ等があった資産についても記入してください。  
(この欄の合計額は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の合計額と一致します。)
- (二) 令和7年1月1日現在の取得価額となります。
- ⑧ 電算処理により全資産申告をされる場合は、必ず記入してください(それ以外の方は、記入する必要はありません。)
- ⑨ 新居浜市内における事業所等、資産の所在地を記入してください。
- ⑩ 「16 借用資産」欄が「有」の場合は、貸主(リース会社等)の名称等を必ず記入してください。
- ⑪ 次のような事項を記入してください。
- 前年中に所有者の住所、名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所、旧名称等
  - 償却資産をお持ちでない場合や廃業、転出等により本市内に償却資産がない場合は、その旨
  - 特例又は非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項
  - 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名
  - 添付書類がある場合は、その書類の名称
  - その他、この申告に必要な事項

## 申告書・申請書様式における押印の廃止について(令和3年4月1日～)

- (1) 課税課ホームページに掲載している償却資産申告書等の様式については、押印欄のない様式に変更しています。しかし、新居浜市で配布している様式(複写式)については、当面の間、押印欄のある様式も使用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 過去に入手又は印刷した押印欄のある様式についても、引続き使用していただいて差支えありません(押印不要)。
- (3) 押印が不要である税務書類について、任意で押印していただいても差支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

## 5 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

令和 7 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード: 1234567890 愛媛新居浜鉄工業㈱

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	償却年数	償却率	価額		課税標準の特例	課税標準額	増加事由	備考
					年号	年	月				十	百				
01	1		第三駐車場路面舗装	1	5	6	2	1730000	10	0.0					1	
02	1		事務所内装工事	1	5	6	3	850000	10	0.0					1	
03	2		油圧ポンプ	1	5	5	12	980000	12	0.0					4	中古
04	2		プラズマ切断機	1	5	6	9	1530000	9	0.0					1	
05	2		自動溶接機	1	5	6	10	1510000	9	0.0					1	
06	5		フォークリフト	1	5	6	12	1000000	2	0.0					2	中古
07	6		エアコン	3	5	6	5	1050000	6	0.0					1	
08	6		カラーコピー機	1	4	23	3	850000	5	0.0					3	譲渡
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
小計								9500000								

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかの番号を記入してください。

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の②に記載された所有者コードを記入してください。
- 該当する資産の種類の番号を記入してください。

番号	資産の種類	番号	資産の種類
1	構築物（建物附属設備）	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具
3	船舶	6	工具、器具及び備品

- 資産の名称、規格等を記入してください。
  - 使用できる文字及び記号は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、「-」、「:」、括弧等です。
  - 20 字を超える長い名称は、20 字以内にしてください。
  - 同一名称が続く場合も、「同上」や「//」と省略せず、それぞれの名称を記入してください。
- 取得した資産の数量を記入してください。
- 当該資産の取得年月を記入してください。  
「年号」欄はそれぞれの年号に対応する以下の数字を記入してください。

1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 5：令和

(例) 令和 6 年 1 月取得の場合 → 年号：「5」、年：「6」、月：「1」

- ⑥ 当該資産の取得価額を記入してください。また、「小計」欄には合計額も記入してください。
- 資産を取得するために支出した金額又は支出すべき額（荷役費、引取運賃、据付費等の付帯費用を含みます。）を記入してください。
  - 取得価額が 20 万円未満の場合でも、個別に減価償却している資産は申告してください。
  - 圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記入してください。
  - 改良費の（資本的）支出があった場合は、本体とは別にし、ひとつの資産として記入してください（耐用年数は本体と同じです。）。
- ⑦ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）別表第 1、2、5 及び第 6 に掲げる耐用年数を記入してください。
- 資産の陳腐化や極度の損耗等の事由で、国税局長より耐用年数の短縮の承認を受けた場合又は中古資産のための見積耐用年数を使用した場合は、その耐用年数を記入してください。
  - 平成 20 年 1 月 1 日以前に取得された資産を申告する場合で、耐用年数の変更があった資産については、変更後の耐用年数を記入し、「摘要」欄に、変更前の耐用年数を記入してください。
- ⑧ 企業電算処理による全資産申告をする場合のみ、記入してください。
- 特例該当資産をお持ちの場合は、特例率を記入してください。
  - 評価額の算出方法等については、14 ページを参照してください。
- ⑨ 資産が増加した事由を記入してください。
- 「増加事由」欄はそれぞれの事由に対応する数字を記入してください。  
1：新品取得    2：中古品取得    3：移動による受け入れ    4：その他
  - 増加事由が「4：その他」の場合は、「摘要」欄に具体的な事由を記入してください。
- ⑩ 「摘要」欄には次のような事項を記入してください。
- 課税標準の特例が適用される資産については、その適用条項（例：法第 349 条の 3 第 1 項）
  - 割賦販売資産等、法第 342 条第 3 項の規定の適用がある資産については、その旨と売主の名称等
  - 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨
  - 増加償却を行っている資産については、その旨
  - 平成 20 年 1 月 1 日以前に取得された資産を申告する場合のうち、耐用年数の変更があった場合は、その旨（「耐用年数」欄には変更後の耐用年数を、「摘要」欄には変更前の耐用年数を記入してください。）
  - 申告もれ資産については、その旨
  - 移動受入れ資産については、その移動元
  - その他、必要な事項

## 6 種類別明細書（減少資産用）の記入方法

令和 7 年度 種類別明細書(減少資産用)

① 所有者コード 1234567890		所有者名 愛媛新居浜鉄工業㈱		1 枚のうち 1 枚目								
行 番 号	③ 種類 番号	④ 抹消コード	④ 資産の名称等	⑤ 数 量	⑥ 取得年月			⑦ 取得価額 十 百 千 円	⑧ 減 出 年 数	⑨ 申告 年 度	⑨ 減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他 1 全部 2 一部	⑩ 摘 要
					年 号	年	月					
01	1	25	コンクリート舗装	1	4	15	8	930000	15	1	1・2・3・4	
02	2	81	プラズマ切断機	1	4	23	10	1300000	12	1	1・2・3・4	令和6年9月納〇×へ売却
03	6	43	エアコン	3	4	17	5	1020000	6	1	1・2・3・4	1,700,000円(5台)のうち 1,020,000円(3台)分減少
04	6	38	キャビネット	2	4	16	8	200000	8	1	1・2・3・4	
05	6	50	金庫	1	4	18	2	120000	5	1	1・2・3・4	
06											1・2・3・4	1・2
07											1・2・3・4	1・2
08											1・2・3・4	1・2
09											1・2・3・4	1・2
10											1・2・3・4	1・2
11											1・2・3・4	1・2
12											1・2・3・4	1・2
13											1・2・3・4	1・2
14											1・2・3・4	1・2
15											1・2・3・4	1・2
16											1・2・3・4	1・2
17											1・2・3・4	1・2
18											1・2・3・4	1・2
小 計								3570000				

① 償却資産申告書に記載された所有者コードを記入してください。

② 該当する資産の種類の番号を記入してください。

番号	資産の種類	番号	資産の種類
1	構築物（建物附属設備）	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具
3	船舶	6	工具、器具及び備品

③ 別添の償却資産種類別明細書の「資産番号」欄に記載された資産コードを記入してください。

④ 別添の償却資産種類別明細書の「資産名称」欄に記載された資産の名称等を記入してください。

⑤ 減少した資産の数量を記入してください。

（注）数量「1」の資産の一部が減少した場合は、「0」と記入してください。

⑥ 減少した資産の取得年月を記入してください。

「年号」欄はそれぞれの年号に対応する以下の数字を記入してください。

1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 5：令和

（例）平成30年12月取得の場合 →年号：「4」、年：「30」、月：「12」

- ⑦ 減少した資産の取得価額を記入してください。  
 (注) 資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
- ⑧ 減少した資産の耐用年数を記入してください。
- ⑨ 減少した資産の減少事由及び区分について、
- 「減少事由」欄はそれぞれの事由に対応する数字を○で囲んでください。  
 1：売却 2：滅失 3：移動 4：その他
  - 「減少区分」欄はそれぞれの区分に対応する数字を○で囲んでください。  
 1：全部減少 2：一部減少
- ⑩ 摘要欄には、次のような事項を記入してください。
- 減少事由が「4：その他」の場合・・・具体的な事由
  - 減少区分が「2：一部」の場合・・・内訳  
 (例：1,700,000円(5台)のうち1,020,000円(3台)分減少)
  - その他、必要な事項

## 7 電子申告 (eLTAX) <sup>エルタックス</sup> について

電子申告 (eLTAX) により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます。  
 新居浜市では、インターネットによる電子申告 (eLTAX) の受付をしています。

### ○利用可能なサービス

法人市民税の申告、個人住民税の給与支払報告書等の提出、償却資産申告書の提出

### ※電子申告 (eLTAX) の利用方法

eLTAXを利用できるパソコンの準備や電子証明書の取得等の手続きが必要です。  
 詳細は、以下までお問い合わせください。

### 地方税共同機構 (旧称：地方税電子化協議会)

- eLTAX ヘルプデスク

Tel：0570-081459【受付日時：月～金（祝日、年末年始を除く。）9:00-17:00】

- eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

こちらからもアクセスできます→



エルタックス  
**eLTAX**



## Ⅳ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

### 1 評価額、課税標準額の算出

資産ごとの取得価額・取得年月・耐用年数から、資産の評価額を計算します。

(1) 前年中に取得したもの（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

(2) 前年前に取得したもの（令和6年1月1日以前）

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) = \text{評価額}$$

(3) 個々の資産について、課税標準の特例がある場合は評価額に特例率を乗じた額を、ない場合は評価額を課税標準額とします。

(4) 個々の資産の課税標準額をすべて合計して、納税義務者の課税標準の合計額を算出します。

〔計算例〕 評価額の算出方法  
 取得価額 10,000,000円  
 取得年月 令和6年3月  
 耐用年数 7年（減価率0.280）

※ 減価率等は「【参考】耐用年数に応ずる減価償却率及び減価残存率表」を参照してください。

年 度	取得価額（円） （次年度以降は前年の評価額）	減価残存率	評価額（円）
令和7年度	10,000,000	$\times (1 - 0.280 \times 1/2)$	= 8,600,000
令和8年度	8,600,000	$\times (1 - 0.280)$	= 6,192,000
令和9年度	6,192,000	$\times (1 - 0.280)$	= 4,458,240
令和10年度	4,458,240	$\times (1 - 0.280)$	= 3,209,932

※ 以降、毎年この方法により減価させて計算します（1円未満切捨て）。

耐用年数を超えて所有している資産についても、同様に評価額を計算します。

なお、評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

### 2 税額の算出

税額（100円未満切捨）＝ 課税標準の合計額（1,000円未満切捨）× 税率（1.4%）

〔計算例〕 税額の算出方法

納税義務者の課税標準の合計額が123,456,789円の場合

$$123,456,000 \times 1.4\% = 1,728,384 \Rightarrow 1,728,300\text{円が年税額となります。}$$

【参考】 耐用年数に応ずる減価償却率及び減価残存率表（一部抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分
2	0.684	0.658	0.316	15	0.142	0.929	0.858	28	0.079	0.960	0.921
3	0.536	0.732	0.464	16	0.134	0.933	0.866	29	0.076	0.962	0.924
4	0.438	0.781	0.562	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	18	0.120	0.940	0.880	31	0.072	0.964	0.928
6	0.319	0.840	0.681	19	0.114	0.943	0.886	32	0.069	0.965	0.931
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891	33	0.067	0.966	0.933
8	0.250	0.875	0.750	21	0.104	0.948	0.896	34	0.066	0.967	0.934
9	0.226	0.887	0.774	22	0.099	0.950	0.901	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	23	0.095	0.952	0.905	36	0.062	0.969	0.938
11	0.189	0.905	0.811	24	0.092	0.954	0.908	37	0.060	0.970	0.940
12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912	38	0.059	0.970	0.941
13	0.162	0.919	0.838	26	0.085	0.957	0.915	39	0.057	0.971	0.943
14	0.152	0.924	0.848	27	0.082	0.959	0.918	40	0.056	0.972	0.944

### 3 償却資産の申告から納税までの流れ

(1) 償却資産申告書の提出・受付

こちらの手引を参考にして申告書、種類別明細書を作成してください。



※令和7年1月31日（金）までに提出してください。

(2) 税額の計算

① 課税標準額の計算

提出された申告書をもとに、課税標準額を計算します。

② 税額の計算

課税標準の合計額に税率を乗じて税額を計算します。税率は1.4%（標準税率）です。



(3) 免税点の判定

課税標準の合計額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

なお、150万円未満になるかどうかは、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。



(4) 固定資産課税台帳の閲覧

申告又は調査に基づいて償却資産の価額等が決定されると、固定資産課税台帳に登録されます。課税台帳は毎年4月1日（土・日・休日を除く。）から閲覧できます。



(5) 納税通知書の発送：4月初旬

納期は4月、7月、9月、12月の各月末の年4回です。

一括して納付することもできます（ただし、前納報奨金等はありません。）。

口座振替も利用できます。詳しくは、収税課（0897-65-1226）までお問い合わせください。

# V 償却資産について詳しくお知りになりたい方へ

## 1 償却資産の範囲

### (1) 償却資産の申告対象になるもの

- ア 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上は、備忘価額で計上されている資産。）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供している資産
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、事業の用に供しうる状態にある資産。）
- エ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産。）
- オ 簿外資産（帳簿には記入されていないが、本来は減価償却可能な資産。）
- カ 決算期以降に取得された資産のうち、固定資産勘定に計上されていない資産
- キ 改良費（固定資産の価値を増加又は使用可能期間を延長させるもの。）
- ク 資本的支出（本体部とは別に、新たな資産として扱います。）
- ケ 代金を完済していない割賦販売資産や、リース資産（借用資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産（※）

※ 「割賦販売と同様の資産」とは、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償若しくは名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件でのリース取引で、契約の性質上、実質的に融資を受けたような「金融的性格」であり、リース会社の所有する所有権は形式的なものに過ぎず、実質の所有者は賃借人であると考えられるもののことです。

### (2) 申告の対象にならないもの

- ア 無形固定資産（平成12年4月1日以降取得のソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
- イ 自動車税又は軽自動車税（小型特殊自動車を含む。）の対象となるもの  
（※大型特殊自動車は申告が必要です。）
- ウ 繰延資産（創立費、開業費、開発費、負担金、権利金等）
- エ 棚卸資産（本来減価償却すべき資産を除く。）
- オ 牛、馬、果樹その他生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を除く。）
- カ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引の資産は、所有者であるリース会社より申告されることとなります。ただし、割賦販売と同様の形態でリースされた資産は、リース会社ではなく賃借人の方の申告対象となりますので、注意してください。）
- キ 申告対象とならない少額な資産の取扱いは下記のとおりです。

① 使用可能期間が1年未満のもの

② 取得価額（1個又は1セット当たり）が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入されたもの

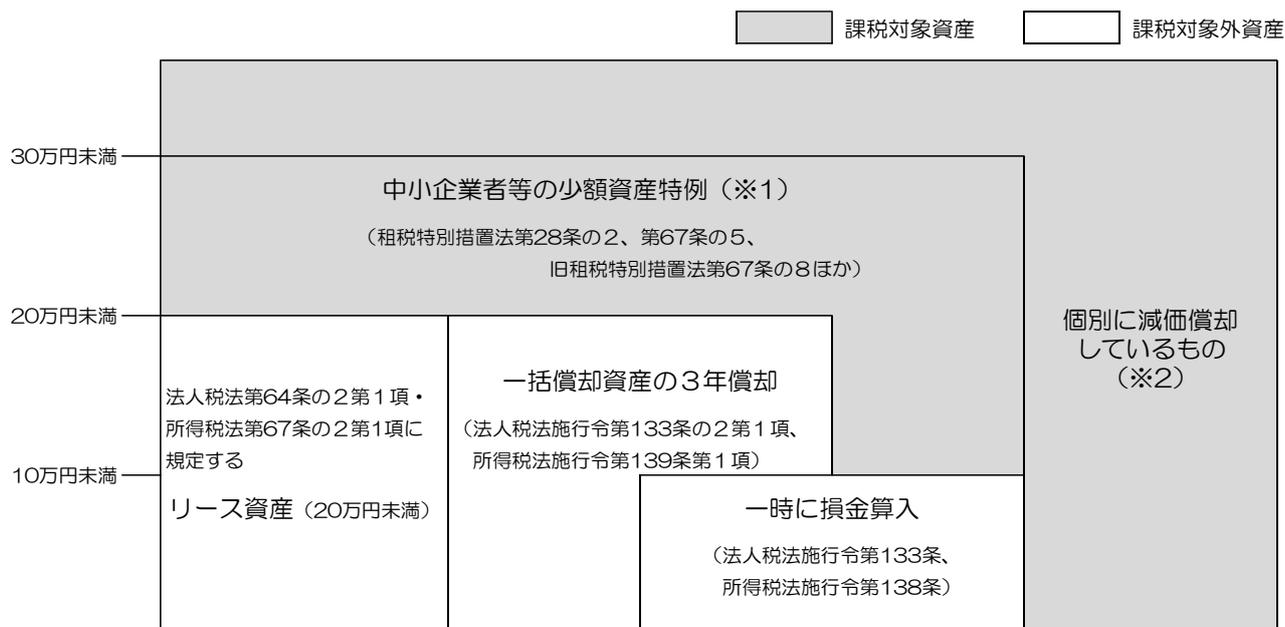
上記の金額は、法人の場合は平成10年4月1日以降に取得した資産、個人の場合は平成11年1月1日以降に取得した資産であり、取得時期が上記以前の場合は、金額が異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

（※取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別償却しているものは申告対象となります。）

③ 取得価額（1個又は1セット当たり）が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括して損金又は必要経費に算入されたもの

（※中小企業者等が租税特別措置法を適用して損金算入した30万円未満の資産は申告対象となります。）

④ 法人税法第64条の2第1項及び所得税法67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの



(※1) 特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(※2) 個人の方については、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

## 2 テナント等が取り付け付けた附帯設備の取扱い

貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される『家屋の所有者以外の者』が自らの事業の用に供するために家屋に取付けた内装、造作及びこれらに附帯する建設設備等については、全てテナント等の所有する償却資産として取り扱います。

この場合は、テナント等が自らの償却資産として申告してください（備品等、他の一般資産と併せて申告してください。）。

## 3 建築設備における家屋と償却資産の区分

### (1) 建築設備とは

建築設備は、固定資産税の取扱上、家屋と償却資産に分離して課税されます。

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、ガス設備、消火設備、空調設備、運搬設備等、家屋と一体となって、その効用を全うするための設備をいい、税務会計上では、おおむね耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

### (2) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋と建築設備等の所有者が同じ場合は、「家屋に含めるもの」は、償却資産の申告の必要はありませんが、以下の資産は申告の必要があります。

- ア 独立した機器としての性質が強いもの（受変電設備、自家発電設備等）
- イ 特定の生産又は業務用に供されるもの（特定の生産又は業務用の動力配線等）
- ウ 取外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの（簡易間仕切、ルームエアコン等）
- エ 屋外給排水設備、屋外電気設備等の家屋の屋外で供されるもの（電気の配線、ガス・水道の配管、屋外照明設備等）

### (3) 家屋と償却資産の区分表（次のページ）

## 【家屋と償却資産の区分表】

種 類	分 類	償 却 資 産 と す る も の	家 屋 に 含 め る も の
建築 工事	内装・造作等		床・壁・天井仕上、店舗造作等工 事一式
電気 設備	受変電設備 中央監視設備	設備一式（配管・配線を含む。）	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備等	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配管・配線、端子盤等
	インターホン設備		集合玄関機、親機・子機等
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ	配管・配線等
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	
	火災報知設備 避雷設備		設備一式
	太陽光発電設備	右記以外の設備	屋根材としているもの
衛生 設備	給排水設備 ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業 務用設備	左記以外の設備
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）	局所式給湯設備（ユニットバス・ 床暖房用）、中央式給湯設備
	衛生設備		設備一式
	消火設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー等
空調 設備	空調設備	ルームエアコン（取外し可能なもの）	家屋と一体の設備
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
その他 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機等
	厨房設備 洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食 店、百貨店、旅館、病院等）	左記以外の設備
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過 装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、 ネオンサイン、看板、簡易間仕切、駐車 設備（ターンテーブルを含む。）、カー テン・ブラインド等	
外構 工事	外構工事	工事一式（舗装・植栽・門扉・塀・フェ ンス・簡易ごみ置場等）	

家屋と設備等の所有者が異なる場合は、すべて設備所有者の償却資産として取り扱われます。

所有の資産が、償却資産又は家屋のいずれに該当するか不明な場合は、課税課までお問い合わせください。

## 4 近年の税制改正

### (1) 理論帳簿価額の廃止について（平成20年度課税分から）

従来は、評価額と帳簿価額を比較し、いずれか高い方を決定価格としていましたが、平成20年度税制改正により、平成20年度課税分から評価額が決定価格となっています。

### (2) 耐用年数の変更について（平成21年度課税分から）

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」が公布、施行されたことにより、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に、機械及び装置については、390区分から55区分へと資産区分の整理が行われ、大幅に簡素化されました。

これを受け、固定資産評価基準の一部が改正され、平成21年度課税分から、改正後の耐用年数を用いて償却資産の評価を行うこととなりました。

- 「機械及び装置の耐用年数表における新旧資産区分の対応表」は、新居浜市課税課ホームページに掲載しておりますので、参照してください。

<http://www.city.niihama.lg.jp/uploaded/attachment/29783.pdf>

- 平成21年度以降の償却資産の評価は、決算期等に関わりなく、既存分を含めて改正後の耐用年数を適用することになっています。
- 資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いて再評価を行うものではありません。
- **申告もれ等により、平成20年1月1日以前に取得した資産を申告される場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の「耐用年数」欄には改正後の耐用年数を記入し、「摘要」欄には改正前の耐用年数を記入してください。**（例：申告もれ 旧10年）
- 既存分の耐用年数変更を申告されていない方の申告方法は次のとおりです。

#### ア 増加・減少資産申告の場合

申告書送付時に同封されている「償却資産種類別明細書」の写しに変更後の耐用年数を記入し、提出してください。（例：新10年）

#### イ 企業電算処理による全資産申告の場合

耐用年数省令の改正で耐用年数を変更する資産の平成21年度の評価額計算は、平成20年度評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を年数分乗じて算出してください。

また、種類別明細書（増加資産・全資産用）の「摘要」欄に、耐用年数を変更したことが分かるように記入してください。

#### (計算例)

平成18年12月取得、取得価額2,000,000円、耐用年数12年から10年に変更の場合  
耐用年数12年の資産の減価残存率：0.912（初年度）、0.825（次年度以降）  
耐用年数10年の資産の減価残存率：0.794（次年度以降）

平成19年度評価額	=	2,000,000	×	0.912	=	1,824,000
平成20年度評価額	=	1,824,000	×	0.825	=	1,504,800
平成21年度評価額	=	1,504,800	×	0.794	=	1,194,811 ※以降、新耐用年数適用
平成22年度評価額	=	1,194,811	×	0.794	=	948,679
平成23年度評価額	=	948,679	×	0.794	=	753,251
				⋮		
		(中略) 減価残存率は		0.794		のまま。
				⋮		
平成31年度評価額	=	149,857	×	0.794	=	118,986
令和2年度評価額	=	118,986	×	0.794	=	100,000 ※評価額の最低限度
令和3年度評価額	=	100,000				(取得価額の5%)
				⋮		

以降、評価額は 100,000 のまま。